

「奈良県消費者行政活性化基金」による消費者行政強化・活性化事業

【国の方針】

- 消費生活相談業務が複雑化・高度化する中、H21から3年間を消費者行政の「集中育成期間」とし、地方消費者行政の強化を支援。
- 国H20第2次補正予算により、消費者行政活性化交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金を創設し、都道府県に基金を造成。
- 国H21補正予算により、基金に積み増しするための消費者行政活性化交付金を追加配分するとともに、事業ごとの上限額を撤廃し、消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費の支援事業、商品テスト強化事業等を追加。
- H22.8月に基金管理運営要領を改正し、相談員の報酬引き上げも基金対象となり、また、基金事業はH24年度まで1年延長可能。

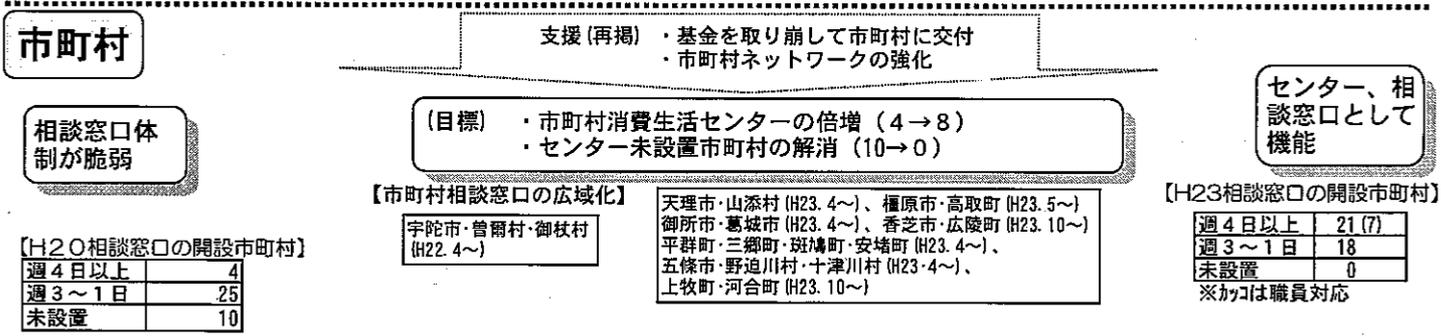
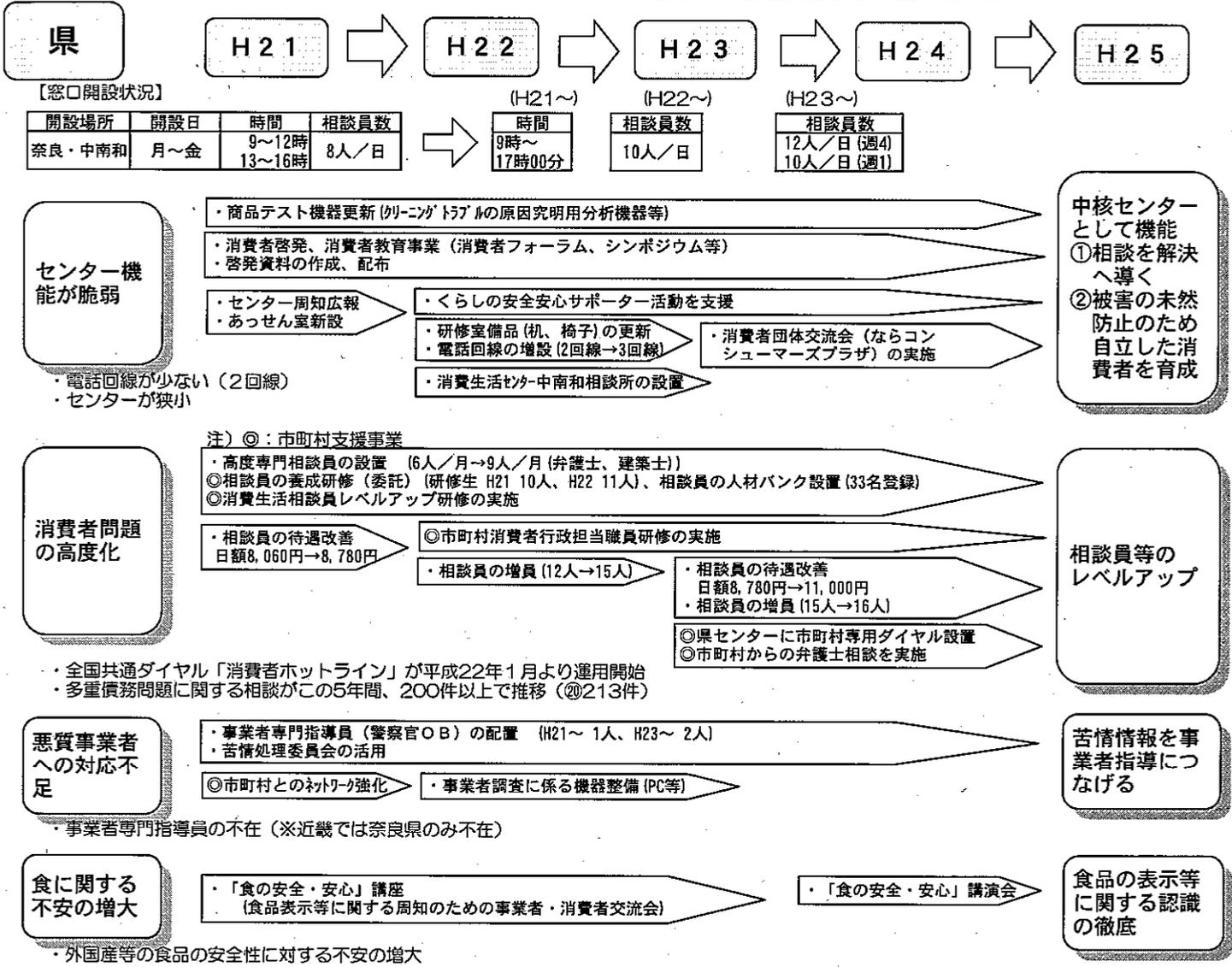
【本県の対応】

- 地方消費者行政活性化交付金等を活用して、H21.3月に基金を造成。県消費生活センターを専門的・広域的相談のための中核センターとして位置付け、H21～H23に市町村に勤務する相談員の養成・レベルアップ等の市町村支援や県センターの機能強化を実施。
- 市町村相談体制の効率的な充実・強化を目指し、近隣市町村との広域連携を推進。(H22年度は「奈良モデル」検討議題)
- 消費者行政活性化基金条例を改正し、H24年度まで基金事業を実施できるよう条例の失効期限を1年延長。(H24年2月議会提案予定)

【24年度重点実施項目】

- 市町村支援を充実するため、県センターに設置した市町村専用ダイヤルを活用して、解決困難な事案に係る市町村からの相談に対応。(県センターに警察官OBや弁護士を配置。また、市町村からの要請を受けて、県相談員を市町村に派遣し、共同で事案処理。)
- 自立した消費者を育成し、被害の未然防止のため、消費者団体交流会の実施等により消費者団体の活動を支援。

注 基金造成額 = H20(2月補正) 223百万円 + H21(9月補正) 52百万円 + 運用益 2百万円 = 約277百万円



相談窓口体制が脆弱

【目標】  
・市町村消費生活センターの倍増(4→8)  
・センター未設置市町村の解消(10→0)

センター、相談窓口として機能

【H20相談窓口の開設市町村】

週4日以上	4
週3～1日	25
未設置	10

【市町村相談窓口の広域化】

宇陀市・曾爾村・御杖村 (H22.4～)

天理市・山添村 (H23.4～)、橿原市・高取町 (H23.5～)  
御所市・葛城市 (H23.4～)、香芝市・広陵町 (H23.10～)  
平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町 (H23.4～)、  
五條市・野迫川村・十津川村 (H23.4～)、  
上牧町・河合町 (H23.10～)

【H23相談窓口の開設市町村】

週4日以上	21(7)
週3～1日	18
未設置	0

※カッコは職員対応